

海外在住邦人等向けワクチン接種事業：
追加接種（3回目接種）の対象年齢引き下げのお知らせ

令和4年3月29日
在ザンビア日本国大使館

海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業についてお知らせします。

本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業については、現在、在留邦人等を対象とした3回目の接種を実施しています。

これまで、3回目の接種は、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している18歳以上の方が対象でしたが、3月29日より対象年齢を引き下げ、12歳以上の方も予約可能となります（接種は4月5日より）。

なお、これらのワクチンの2回接種が未済の場合は、引き続き1・2回目接種が可能です。

本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

詳細は、下記外務省海外安全HPに掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

（外務省海外安全HP）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

5～11歳の子どもに対するワクチン接種については、4月中旬をめどに開始すべく、検討中です。開始日が決まりましたら改めてお知らせします。

【過去の案内】

○海外在住邦人等向けワクチン接種事業：追加接種実施のお知らせ（令和4年3月9日付）

<https://www.zm.emb-japan.go.jp/files/100314940.pdf>

【在留届・たびレジ】

このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>